

別記様式第1号(第四関係)

やまがた き ち く か っ せ い か け い か く
山形3期地区活性化計画

山 形 県

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | |
|-------|--------|------|-------------------------|-----|---------------------------|------|---------------|
| 計画の名称 | 山形3期地区 | | | | | | |
| 都道府県名 | 山形県 | 市町村名 | 米沢市、天童市、河北町、村山市、川西町、鶴岡市 | 地区名 | 万世地区、更生堰地区、長島地区、宮地地区、鎌田地区 | 計画期間 | 平成23年度～平成27年度 |

目 標 :

本計画は「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」における基本方針に基づき、①食糧供給県「やまがた」の確立・強化、②暮らし続けたい農山漁村の創造、③「やまがた」らしい地域づくりの推進を図り、農業の持続的な発展と農村の活性化に寄与し、農業従事者の定住や都市との地域間交流の促進に貢献するものである。

目標としては、活性化区域内で新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、具体的には過去5年間の区域内における人口減少率3.6%に対し、計画期間完了後(5年後)の人口減少率を3.5%以下に食い止めることを目指す。また、その手段としては、以下の事業を活用する。

- ①食を担う経営体育成のための良好な農地の維持保全として、小規模農林地等保全整備(農用地保全)を活用し、農地の利活用及び作業機能を確保する面積 0.3ha。
- ②農業従事者の定住促進に資する211.6haの経営体育成基盤整備事業の事業化推進に向け農用地集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの期間を1～2年以内。

目標設定の考え方

地区の概要:

山形県は、本州東北地方の南西部に位置し、蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれている。南から連なる米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を縦断して最上川が流れ、西に面する日本海へと注いでいる。内陸部は、夏は最高気温40.8℃の記録を有し、冬は雪に覆われる盆地型気候である。日本海に面する沿岸部は、海洋性気候で冬季には北西の季節風が強い。

本県の耕地面積は12万3千haで県土面積の13.2%を占めている。また、豊かな自然・水・土地に恵まれ、先人から受け継がれた高い技術により、おいしい農林水産物を産出・供給する全国有数の農業県である。

【万世地区】米沢市は山形県の最南端に位置し、最上川の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地にあり、市域の大部分が山林と原野で平地は20%程度である。万世地区は米沢市の東南部に位置し、東は奥羽山脈と南は小高い山に埋もれた盆地の間に東西に横たわる細長い地域であり、典型的な中山間農業地域である。農業は水稻を基幹作物としながら、転作野菜、大豆等の生産が盛んな地域である。

【更生堰地区】天童市の北西部及び河北町の南東部に位置し、最上川と倉津川の合流点付近で河川堤防に挟まれた扇状地に展開する平坦な水田地帯である。水稻を中心に果樹、野菜、酪農等の複合経営を行っている。

【長島地区】県のほぼ中央にある村山市の北西部に位置し、最上川が大きく蛇行している三難所である三ヶ瀬と隼の瀬地域に挟まれているほぼ平坦な地形の水田地帯である。また、ほ場の形態は旧水準で、ほぼ未整理地に近い状況となっている。地区の営農は水稻を中心にしながら、畑作と果樹を組み合わせた複合経営が展開されている。

【宮地地区】本地区は周囲を吾妻・飯豊・朝日・蔵王など2000m級の連峰に囲まれている山形県南部の置賜盆地中心にあり、川西町の中央部に位置する。一級河川犬川の左岸に展開する、既に10a区画程度の一次整備がなされた水田地帯である。、地形は南北に1/300～1/350の傾斜をなしており、標高は209mから216mである。気候は、盆地特有の内陸型で気温の変化が大きく、冬期間は北西の季節風が吹く為地吹雪地帯となっている。かんがい期平均気温20.3℃、非かんがい期4.3℃、年間の平均降雨量は160.2mm/月である。

このように豊かな自然・水・土地・気候特性を活かした米作りを中心に大豆、園芸作物、畜産を組み合わせた土地利用型作物の栽培が盛んであり、食糧生産地と呼ぶに相応しい地区である。また、米作りになくはない種籾であるが、地区の半分の面積で水稻種子の生産をされているのも大きな特徴である。

【鎌田地区】県の西部にある鶴岡市の北東部に位置し、地区の西部を一級河川藤島川が北流する水田地帯である。農業は農地集積を図りながら水稻を中心に大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

現状と課題:

本県における農業の現状は、農家数は年々減少する一方、経営耕地面積5ha以上の大規模農家の割合が増加している。また、農業就業人口も減少傾向にあり、年齢階層別に見ても65歳以上の高齢者が55%以上を占めるなど高齢化の傾向が顕著になっている。県内の新規就農者は毎年150から200人程度であるが、大部分は35歳以下の若年層であり、近年はUターン就農者や県外からの新規参入も増えてきている。また中核的な担い手である認定農業者や農業生産法人は増加しており、農地の利用集積面積割合も毎年高くなっている。

耕地面積は、近年緩やかな減少傾向にあり、一方、耕作放棄地面積は、増加の傾向にある。特に生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっている。耕作放棄地は害虫の発生源になるなど、農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

【万世地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲9.0%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲23.0%)している。さらに、このまま農業従事者数の高齢化等が進めば、農地の荒廃化が懸念されるため、地域の課題となっている耕作放棄地を農地として再生し、優良な農地を保全しながら地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る必要がある。

【更生堰地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲2.3%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲2.5%)している。現在、水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【長島地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲10.6%)し、また、農業従事者数はほぼ横ばい(H17⇒H22 +6.7%)となっている。現在、そば及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、転作作物のそばについては、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【宮地地区】 本地区内では、年々人口の減少(H17⇒H22 ▲6.8%)が進む一方、世帯数は2.4%増加となっている。出生数の減少により高齢化が進み、水稻を中心とする複合経営が多い当地区であるが農家数は減少している。その一方で作業を受託し引き受け手となっている担い手も育っており、耕作放棄地の発生を防止している。

そうした中、当地区は一次整備で10a区画にはなっているものの小区画な為大型機械の効率的な利用、労働時間節減が困難な状況であり、更に耕作地の分散化により用排水路の維持管理負担が大きく効率的な営農に支障を来している。

このような状況の中、地域の活性化や担い手の育成をいかに図っていくのが課題とされる。

【鎌田地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲5.4%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲8.0%)している。現在、大豆及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、転作作物の大豆については、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり受託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

今後の展開方向等:

「山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)」に基づく、(1)流通・消費者ニーズに応える仕組みづくり、(2)農林水産業を支える基盤の確立・強化、(3)活力ある農山漁村の再生の基本目標を具現化するため、「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき、事業の受益者や行政、関係機関及び地域住民が、「いのち」を育む農業の果たす役割を認識し、また暮らしを支え合うための農山漁村のあるべき姿を意識し、それぞれが連携しながら役割を果たしていく。

【万世地区】 米沢地域担い手育成総合支援協議会等が中心となり、地権者や担い手農家との調整を行い、耕作放棄地を解消し農地として再生することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【更生堰地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【長島地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【宮地地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。更に水稻種子生産組合や担い手を中心に、地権者との調整を行い、転作地の団地を形成することにより、新規作物の導入を契機に若い担い手を育成し、規模拡大や作業受託の増大を図る。ひいては町全体の農業の総合的な振興を推進するものである。

【鎌田地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|---------|-----|------------------------|------------------|----------|-------------------------|----|
| 米沢市 | 万世 | 農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備) | 米沢地域担い手育成総合支援協議会 | 有 | ニ | |
| 天童市、河北町 | 更生堰 | 基盤整備(農用地等集団化) | 天童土地改良区 | 有 | イ | |
| 村山市 | 長島 | 基盤整備(農用地等集団化) | 村山東根土地改良区 | 有 | イ | |
| 川西町 | 宮地 | 基盤整備(農用地等集団化) | 白川土地改良区 | 有 | イ | |
| 鶴岡市 | 鎌田 | 基盤整備(農用地等集団化) | 笹川土地改良区 | 有 | イ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|------|-----|--------|----------|----|
| | 該当なし | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|------|-----|--------|----|
| | 該当なし | | | |
| | | | | |

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

| |
|---|
| <p>本県の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る活性化計画の推進に当たっては、関係市町村等が策定した活性化計画に基づく事業等を支援するものであり、関係市町村並びに実施主体との連携を強化し、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図っていく。</p> |
|---|

3 活性化計画の区域(※1)

| | | |
|--|----------|------------|
| 山形3期地区(天童市ほか5市町村) | 区域面積(※2) | 82,479.9ha |
| 本計画における活性化区域面積は、関係市町村による事業計画5地区の受益面積を合計した211.9haを含む、集落単位を基本とした82,479.9haを設定している。 | | |
| 区域設定の考え方(※3) | | |
| ①法第3条第1号関係: 活性化区域面積82,479.9haのうち、農用地及び林地の面積は71,799.8haであり、87.0%を占めている。 近年、区域においては、農業従事者の減少(平成17年から平成22年までに90人、8.4%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稻や畑作物、園芸作物の生産を行うなど、農作物の栽培を目的とした耕地であり、現在も優良な農用地として活用され、農業が重要な産業として位置づけられる農業従事者の重要な地域である。 | | |
| ②法第3条第2号関係: 県内では農家数と農業就業人口の減少や高齢化、更には耕地面積の減少と耕作放棄地の増加など、農産物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。 本区域においても、農業従事者の減少(平成17年から平成22年までに90人、8.4%の減少)や定住人口の減少(平成17年から平成22年までに310人、3.6%の減少)が進行している。 その中で、持続的な農業経営の安定や農地利用集積のほか、畑作物、園芸作物等による所得向上を目指す農業従事者を支援するためにも、農業生産基盤の条件整備は必要不可欠である。 本計画における活性化区域において、やる気のある農業従事者の定住維持や促進を図ることによって、本計画の活性化区域である受益地を含む集落や地域の活性化にとって有効かつ適切である。 | | |
| ③法第3条第3号関係: 本計画における活性化区域には、市街地を形成している区域、市街化区域及び都市計画法の用途地域を含まない。また、活性化区域内の事業実施区域はいずれも農振農用地区域に指定された優良な農用地である。 | | |

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|------|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---|------------------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別 | 市民農園施設 種別(※3) | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | | | |
| | | 該当なし | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | 該当なし | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) | | |

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画の目標は、活性化区域内での新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、具体的には過去5年間の区域内における人口減少率3.6%に対し、計画期間完了後(5年後)の人口減少率を3.5%以下に食い止めることを目指すことである。

このため、県は、事業(H23)完了後及び計画が終了(H27)する時点において、目標達成の手段として活用する下記事業により機能確保が図られた面積を把握し、結果として、本区域内の人口を整理(H27国勢調査等)し、平成22年度から平成27年度までの人口減少率を算定し、目標の達成状況に関する評価を行うとともに、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表することとする。

- ①食を担う経営体育成のための良好な農地の維持保全として、小規模農林地等保全整備(農用地保全)を活用し、農地の利活用及び作業機能を確保する面積 0.3ha。
- ②農業従事者の定住促進に資する211.6haの経営体育成基盤整備事業の事業化推進に向け農用地集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着手するまでの期間を1～2年以内。

① 定住等の促進に資する遊休農地が解消される面積

| 地区名 | 事業メニュー名 | 受益面積 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 備考 |
|-----|-------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 万世 | 小規模農林地等保全整備 | 0.33ha | ○ | | | | | ○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点により受益地内に効果が発現され、事業完了翌年の時点(H24)で目標の達成状況の把握と評価を行う。 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | 0.3ha | | | | | | |

② 計画期間内に区画整理事業等が着手される地区

| 地区名 | 事業メニュー名 | 受益面積 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 備考 |
|-----|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 更生堰 | 農用地等集団化 | 80.0ha | ○ | | | | | ○印は計画地区の事業実施期間であり、その後区画整理事業が着手されることにより効果が発現されるが、事業完了後のH24～H25時点で目標の達成状況の把握と評価を行う。 |
| 長島 | 農用地等集団化 | 26.0ha | ○ | | | | | |
| 宮地 | 農用地等集団化 | 69.0ha | ○ | | | | | |
| 鎌田 | 農用地等集団化 | 36.6ha | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | 211.6ha | | | | | | |

プロ交 山形3期地区 面積・人口等の動態（目標指標の参考）

| 地区名 | 受益面積 ha | 活性化区 域面積ha | 農林地 面積ha | H17 | | H22 | | 人口 | | 農業従事者 | |
|-----|------------|---------------|-------------|-------|-------|-------|-------|------|--------|-------|--------|
| | | | | 人口 | 農業従事者 | 人口 | 農業従事者 | 増減 | % | 増減 | % |
| 万世 | 0.3 | 80,366.3 | 70,076.3 | 2,868 | 56 | 2,790 | 43 | -78 | -2.7% | -13 | -23.2% |
| 更正堰 | 80.0 | 815.0 | 661.0 | 3,745 | 649 | 3,658 | 633 | -87 | -2.3% | -16 | -2.5% |
| 長島 | 26.0 | 125.0 | 105.0 | 123 | 30 | 110 | 32 | -13 | -10.6% | 2 | 6.7% |
| 宮地 | 69.0 | 1,107.0 | 901.8 | 1,815 | 287 | 1,692 | 228 | -123 | -6.8% | -59 | -20.6% |
| 鎌田 | 36.6 | 66.6 | 55.7 | 167 | 50 | 158 | 46 | -9 | -5.4% | -4 | -8.0% |
| 計 | 211.9 | 82,479.9 | 71,799.8 | 8,718 | 1,072 | 8,408 | 982 | -310 | -3.6% | -90 | -8.4% |

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

| 計画主体名 | 計画期間 |
|---------------|---------------|
| やまがたけん 山形県 | 平成23年度～平成27年度 |

<連絡先>

| 担当課 | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス |
|-----------------|--------------|--------------|--|
| 山形県農林水産部農山漁村計画課 | 023-630-3189 | 023-630-2509 | ynokey@pref.yamagata.jp |

I 事業活用活性化計画目標(1/2)

| 事業活用活性化計画目標 | 増加率等 | 増加率等の算出 |
|--|---|---------|
| | 定住等の促進に資する遊休農地の解消 【農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)】 | |
| 事業活用活性化計画目標の設定根拠 | | |
| <p>【万世】 計画目標面積 A=33.0a 本地区は、美しい山河や田園風景が広がる中山間地域であり、担い手を中心となり農業経営を行っている。今回、地域及び米沢地域担い手育成総合支援協議会が中心となり地権者と耕作者の調整を行い、地域の課題となっている耕作放棄地の解消を図る。農業の生産基盤となる農地が再生することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における耕作放棄地の解消面積であり、農地等保全整備により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p> | | |

I 事業活用活性化計画目標(2/2)

| 事業活用活性化計画目標 | 増加率等 | 増加率等の算出 |
|---|---------------------------------------|---------|
| | 定住等の促進に資する基盤整備の円滑化 【基盤整備(農用地等集団化)】 | |
| 事業活用活性化計画目標の設定根拠 | | |
| <p>【長島】 計画目標面積 26.0ha ○ 事業実施 (H23) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H24目標)</p> <p>本地域は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査と工事着工後における換地計画の樹立、換地処分を円滑に推進するための啓発活動や合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。</p> | | |

I 事業活用活性化計画目標(2/2)

| 事業活用活性化計画目標 | 増加率等 | 増加率等の算出 |
|---|------|---|
| 定住等の促進に資する基盤整備の円滑化 【基盤整備(農用地等集団化)】 | 2年 | 計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年) = 2年 |
| <p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p> <p>【更生堰】計画目標面積 80.0ha ○ 事業実施 (H23) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H25目標)</p> <p>【宮地】計画目標面積 69.0ha ○ 事業実施 (H23) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H25目標)</p> <p>【鎌田】計画目標面積 36.6ha ○ 事業実施 (H23) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H25目標)</p> <p>本地域は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。</p> <p>このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査と工事着工後における換地計画の樹立、換地処分を円滑に推進するための啓発活動や合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。</p> | | |

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

| 事業メニュー名 | 地区名 | 事業内容 | 事業規模等 | 実施期間 | 事業実施主体 | 全 体 事業費 (千円) | 交付金 要望額 (千円) | 交付額算 定交付率 | 交 付 限度額 (千円) | 活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性 |
|-------------|-----|--|-------------------|------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------------|--|
| 小規模農林地等保全整備 | 万世 | 耕作放棄地農地復元 ・障害物(老木等)除去 ・土壌改良、整地等 | 面積 A=33.0a | H23 | 米沢地域担い手 育成総合支援協 議会 | 2,300 | 1,150 | 50% | 1,150 | <p>本地区は、美しい山河や田園風景が広がる中山間地域であり、担い手を中心となり農業経営を行っている。今回、地域及び米沢地域担い手育成総合支援協議会が中心となり地権者と耕作者の調整を行い、地域の課題となっている耕作放棄地の解消を図る。農業の生産基盤となる農地が再生することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。</p> <p>本地区は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うため、農用地集団化として換地設計基準等を作成することにより、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。</p> |
| 農用地等集団化 | 更生堰 | 経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成) | 受益面積 A=80.0ha | H23 | 天童 土地改良区 | 3,500 | 1,750 | 50% | 1,750 | |
| 農用地等集団化 | 長島 | 経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成) | 受益面積 A=26.0ha | H23 | 村山東根 土地改良区 | 1,000 | 550 | 55% | 550 | |
| 農用地等集団化 | 宮地 | 経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成) | 受益面積 A= 69.0ha | H23 | 白川 土地改良区 | 3,500 | 1,925 | 55% | 1,925 | |
| 農用地等集団化 | 鎌田 | 経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意 形成促進、地区内アンケート調 査、地域営農構想作成、換地 設計基準作成、経営体育成方 針作成) | 受益面積 A=36.6ha | H23 | 笹川 土地改良区 | 1,400 | 770 | 55% | 770 | |
| 計 | | | | | | 11,700 | 6,145 | | 6,145 | |

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

地区活性化計画(県 市町村)

| NO | 助成対象者名 | 住 所 | 代表者名 |
|----|--------|-----|------|
| | | | |

1 助成対象者の概要

- 1 農林漁業者等の組織する団体
 農業生産法人
 2 参入法人

該当なし

(注) 該当する経営体の にチェックを入れること。

2 整備内容等

| NO | 整備内容 (機械施設名、規模、台数等) | 実施 年度 | 着工(契約) 予定年月日 | 竣工予定年月日 | 農業機械の保管住所、施設の設置住所 |
|----|------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

3 資金調達計画

| NO | 事業費(円) A | 資金調達計画(円) | | | | 助成率 (%) B/A | 融資率 (%) C/A | 担 保 措置の 有 無 | 備 考 (助成限度率等) |
|----|-------------|------------|----------|------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | | 助 成 金 B | 融 資 C | 自己資金 | その他 | | | | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、 にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

| 項 目 | 資金調達のうち融資の概要 | |
|--------------------|---|---|
| | 融 資 | 融 資 |
| 金 融 機 関 名 | | |
| 融 資 名 | | |
| 融資金額(円) | | |
| 償 還 年 数 | | |
| 融資審査の進捗状況 | 借入予定 平成 年 月 日 | 借入予定 平成 年 月 日 |
| 農業信用基金協会による機関保証の利用 | 追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない | 追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない |

(注) いずれかの にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 生産製造連携事業計画優先枠

| 優先枠の種類 | 事業メニュー名 | 地区名 | 優先枠に係る事業内容 |
|-----------------|---------|-----|------------|
| 1 生産製造連携事業計画優先枠 | | | |
| | | | |

2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

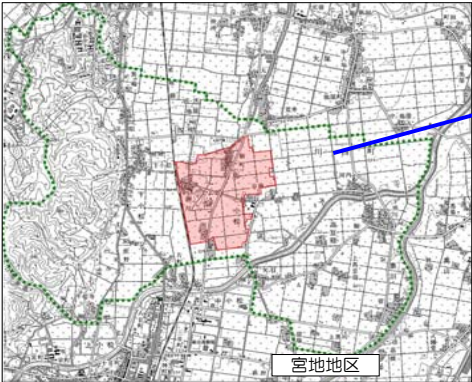
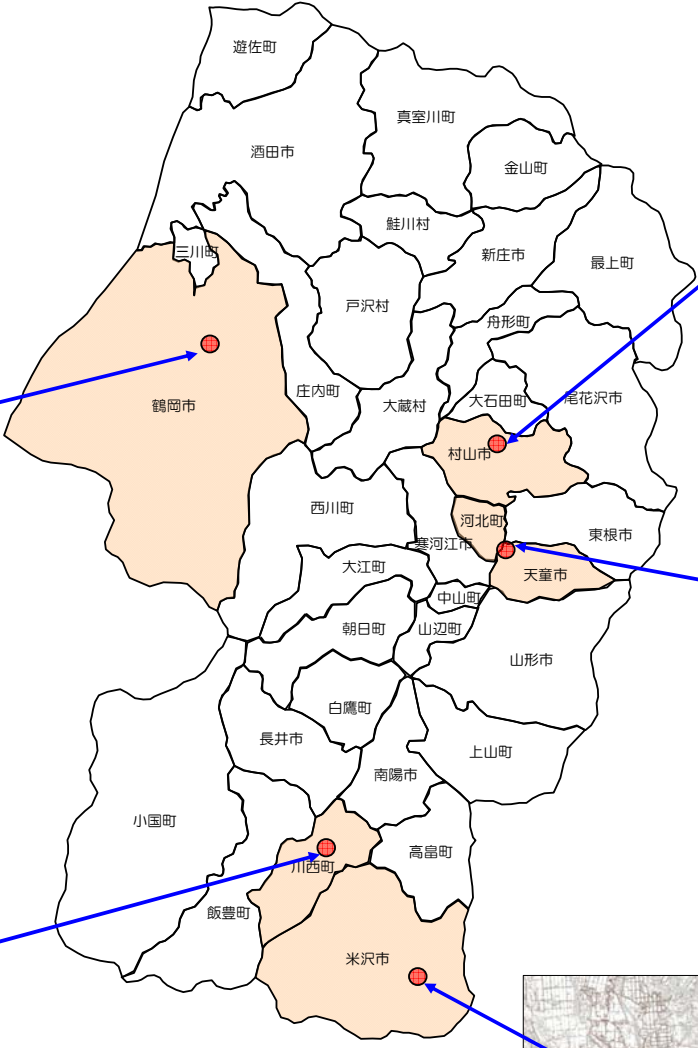
| 優先枠の種類 | 地区名 | 優先枠に係る事業内容 |
|----------------------|-----|------------|
| 2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠 | | 該当なし |
| | | |

3 輸出促進条件整備事業

| 優先事項の種類 | 事業メニュー名 | 地区名 | 優先事項に係る事業内容 |
|--------------|---------|-----|-------------|
| 3 輸出促進条件整備事業 | | | |
| | | | |

- 【記入要領】
- ①必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ②優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、要件類別番号32又は要件類別番号33を満たすものがその対象となる。
 - ③生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号32に係る部分の事業内容について記載すること。
 - ④再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号33に係る部分の事業内容について記載すること。
 - ⑤事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ⑥地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

山形3期地区 活性化区域图



(参考様式2)

事前点検シート (山形3期)

| | | | |
|-------|-----------|-----------|------------------------|
| 計画主体名 | 山形県 | | |
| 計画期間 | H23 ~ H27 | 総事業費(交付金) | 11,700 千円 (6,145 千円) |
| 実施期間 | H23 | | |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 食糧供給県「やまがた」の確立・強化、②暮らし続けたい農山漁村の創造、③「やまがた」らしい地域づくりの推進の創造の3つの基本方針による「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき事業計画を策定し、農業従事者の定住維持を図ることより基本方針と適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、農業の持続的な発展と農村の活性化を目指すものである。 また、各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、農業生産の基盤整備を行うことにより、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与している。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンに基づき作成した計画概要であり、実施主体である関係土地改良区や協議会など、地域住民との合意に基づいている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 計画の対象事業地区では、市町村、関係土地改良区、協議会、関係受益者等で事業推進体制が整備されている。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、地域住民等の合意形成を基礎とした農業生産の基盤条件の整備内容は、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与し、目標との整合性は確保される。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 農業基盤の条件不利地の解消を図り、農業従事者の定住維持に努めるためには、実施期間1年(H23)並びに、事業目標の達成が可能となる計画期間5年(H23~27)の設定は適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 交付金要望額 6,145千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 11,700千円×50%~55% = 6,145千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。 |

(参考様式2)

事前点検シート (小規模農林地等保全整備 : 万世地区)

| | | | |
|-------|-----------|-----------|---------------------|
| 計画主体名 | 山形県 | | |
| 計画期間 | H23 ~ H27 | 総事業費(交付金) | 2,300 千円(1,150千円) |
| 実施期間 | H23 | | |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 本地区は、美しい山河や田園風景が広がる中山間地域であり、担い手を中心となり農業経営を行っている。今回、地域及び米沢地域担い手育成総合支援協議会が中心となり地権者と耕作者の調整を行い、地域の課題となっている耕作放棄地の解消を図る。農業の生産基盤となる農地が再生することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 米沢市の農業振興地域整備計画等との連携が図られている。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 耕作放棄地の解消を図るために、県、市、農業委員会等の関係機関で構成される米沢地域担い手育成総合支援協議会を中心に、耕作放棄地の解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分得られている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 事業の推進体制としては、地域及び米沢地域担い手育成総合支援協議会が担っている。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 本地区の事業内容は33.0aの耕作放棄地の解消を図るものであり、農業の生産基盤となる農地が再生されることにより、新たな収量が確保され、安定的な農業経営が営まれることにより、地域内の農業従事者の維持・安定が図られ、目標との整合性は確保される。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 計画初年度に農地の復元を実施し、計画期間内に営農計画に基づいた作物を栽培するため、期間の設定は適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 交付金要望額 農用地等保全整備: 1,150千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 2,300千円×50% = 1,150千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。 |

2 個別事業について

(小規模農林地等保全整備 : 万世地区)

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | — | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | — | 該当なし |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定した。 |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率は1.0として算定できる。 |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 事業内容、事業実施主体等については、実施要綱等に定める要件等を満たしており適正である。 ・事業内容: 耕作放棄地解消 ・事業主体: 米沢地域担い手育成総合支援協議会(米沢市、山形おきたま農業協同組合等で組織する協議会) |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 米沢地域担い手育成総合支援協議会が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。 |
| 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | — | 該当なし |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | — | 該当なし |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | — | 該当なし |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | — | 該当なし |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|--|
| 事業費積算等は適正か | | |
| 過大な積算としていないか | 適 | これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算している。また、直営施工ではなく請負契約により実施すること、支障木等の処分費も見込んだ積算であることから、適正と判断している。 |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。 |
| 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か | - | 該当なし |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | - | 該当なし |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか | - | 該当なし |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | |
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか | - | 該当なし |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | - | 該当なし |
| 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業実施主体の負担については、米沢市と関係者において負担協議を了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。また、事業費は県補助金及び市の負担金として平成23年度予算に計上している。 |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|---------------------|
| 入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か | 適 | 一般競争入札方式により執行予定である。 |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | - | 該当なし |
| 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | - | 該当なし |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | - | 該当なし |
| 他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること) | - | 該当なし |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート (農用地等集団化:更生堰地区)

| | | | |
|--------------|------------------|-----------|------------------|
| 計画主体名 | 山形県 | | |
| 計画期間 実施期間 | H23 ~ H27 H23 | 総事業費(交付金) | 3,500千円(1,750千円) |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、天童市、河北町の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 天童土地改良区を中心に更生堰地区維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 事業の推進体制としては、天童土地改良区をはじめ、更生堰地区維持管理組合が事業の推進に努めている。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 交付金要望額 1,750千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 3,500千円×50% = 1,750千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。 |

2 個別事業について

(農用地等集団化:更生堰地区)

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | - | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | - | 該当なし |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。 |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。 |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:天童土地改良区 受益面積:80.0ha(>5ha) 平成25年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。 |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 受益面積80.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、天童土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。 |
| 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | - | 該当なし |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | - | 該当なし |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | - | 該当なし |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | - | 該当なし |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|--|
| 事業費積算等は適正か | | |
| 過大な積算としていないか | 適 | これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。 |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。 |
| 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か | - | 該当なし |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | - | 該当なし |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか | - | 該当なし |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | |
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか | - | 該当なし |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | - | 該当なし |
| 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。 |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|---|
| 入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か | 適 | 事業内容が換地設計基準作成業務等であり、業務内容の特殊性から指名競争入札または随意契約を予定している。 |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | - | 該当なし |
| 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | - | 該当なし |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | - | 該当なし |
| 他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること) | - | 該当なし |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート (農用地等集団化:長島地区)

| | | | |
|-------|-----------|-----------|----------------|
| 計画主体名 | 山形県 | | |
| 計画期間 | H23 ~ H27 | 総事業費(交付金) | 1,000千円(550千円) |
| 実施期間 | H23 | | |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 本地区は、農業従事者の高齢化が進むなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場がほぼ未整備地区に近い状況で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、村山市農業振興地域整備計画及び村山市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 村山東根土地改良区を中心に西郷地区維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 事業の推進体制としては、村山東根土地改良区をはじめ、西郷地区維持管理組合が事業の推進に努めている。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 交付金要望額 550千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,000千円×55% = 550千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。 |

2 個別事業について

(農用地等集団化:長島地区)

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | - | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | - | 該当なし |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。 |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。 |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:村山東根土地改良区 受益面積:26.0ha(>5ha) 交付額算定交付率:55% 過疎、特別豪雪指定地域に該当。 平成24年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。 |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 受益面積26.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、村山東根土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。 |
| 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | - | 該当なし |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | - | 該当なし |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | - | 該当なし |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | - | 該当なし |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|--|
| 事業費積算等は適正か | | |
| 過大な積算としていないか | 適 | これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。 |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。 |
| 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か | - | 該当なし |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | - | 該当なし |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか | - | 該当なし |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | |
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか | - | 該当なし |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | - | 該当なし |
| 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。 |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|---|
| 入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か | 適 | 事業内容が換地設計基準作成業務等であり、業務内容の特殊性から指名競争入札または随意契約を予定している。 |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | - | 該当なし |
| 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | - | 該当なし |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | - | 該当なし |
| 他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること) | - | 該当なし |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート (農用地等集団化:宮地)

| | | | |
|-------|-----------|----------------|---------------------|
| 計画主体名 | 山形県 | 実施主体名: 白川土地改良区 | |
| 計画期間 | H23 ~ H27 | 総事業費(交付金) | 3,500 千円(1,925千円) |
| 実施期間 | H23 | | |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、川西町農業振興地域整備計画及び川西町地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 川西町、白川土地改良区を中心に 事業推進委員会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 事業の推進体制としては、川西町はもとより、白川土地改良区をはじめ、事業推進委員会が事業の推進に努めている。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 交付金要望額 1,925千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 3,500千円×55% = 1,925千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。 |

2 個別事業について

(農用地等集団化:宮地)

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | - | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | - | 該当なし |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。 |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。 |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:川西町 受益面積:69.0ha(>5ha) 交付額算定交付率:55% 過疎、特別豪雪指定地域に該当。 平成25年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。 |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 受益面積69.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、白川土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。 |
| 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | - | 該当なし |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | - | 該当なし |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | - | 該当なし |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | - | 該当なし |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|---|
| 事業費積算等は適正か | | |
| 過大な積算としていないか | 適 | これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。 |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。 |
| 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か | - | 該当なし |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | - | 該当なし |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか | - | 該当なし |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | |
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか | - | 該当なし |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | - | 該当なし |
| 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業実施主体の負担については、川西町と白川土地改良区で負担協議を了しており償還計画、資金調達計画など十分検討されている。なお、協議の結果、川西町の負担はなし。 |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|---|
| 入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か | 適 | 事業内容が換地設計基準作成業務等であり、業務内容の特殊性から指名競争入札または随意契約を予定している。 |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | - | 該当なし |
| 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | - | 該当なし |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | - | 該当なし |
| 他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること) | - | 該当なし |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート (農用地等集団化: 鎌田地区)

| | | | |
|--------------|------------------|-----------|----------------|
| 計画主体名 | 山形県 | | |
| 計画期間 実施期間 | H23 ~ H27 H23 | 総事業費(交付金) | 1,400千円(770千円) |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来している状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、鶴岡市農業振興地域整備計画及び鶴岡市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 笹川土地改良区を中心に集落生産組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成を図っている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 事業の推進体制としては、笹川土地改良区をはじめ、集落生産組合が事業の推進に努めている。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 交付金要望額 770千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,400千円×55% = 770千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。 |

2 個別事業について

(農用地等集団化:鎌田地区)

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | - | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | - | 該当なし |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。 |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。 |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:笹川土地改良区 受益面積:36.6ha(>5ha) 交付額算定交付率:55% 過疎、特別豪雪指定地域に該当。 平成25年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。 |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 受益面積36.6haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、笹川土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。 |
| 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| 地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | - | 該当なし |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | - | 該当なし |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | - | 該当なし |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | - | 該当なし |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|--|
| 事業費積算等は適正か | | |
| 過大な積算としていないか | 適 | これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。 |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。 |
| 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か | - | 該当なし |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | - | 該当なし |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか | - | 該当なし |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | |
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか | - | 該当なし |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | - | 該当なし |
| 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。 |

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|---|
| 入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か | 適 | 事業内容が換地設計基準作成業務等であり、業務内容の特殊性から指名競争入札または随意契約を予定している。 |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | - | 該当なし |
| 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | - | 該当なし |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | - | 該当なし |
| 他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること) | - | 該当なし |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。